

児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する
内閣府令案について（概要）

令和 2 年 1 1 月
子ども・子育て本部

1. 改正の趣旨

児童手当及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子どものための教育・保育給付については、平成 28 年通常国会で成立した児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 37 号）に対する附帯決議において、「一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること」とされたことを踏まえ、平成 30 年の一部改正により、児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）において、未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用^{（1）}の実施に係る規定を整備し、未婚のひとり親に不利な取扱いの是正を図ってきたところ。

今般、令和 2 年度税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号。以下「令和 2 年地方税法等一部改正法」という。）により、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）において、未婚のひとり親も対象としたひとり親控除^{（2）}が創設されることに伴い、児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則における未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用に係る当該規定が不要となることから、児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則について、所要の規定の整備を行うもの。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）、「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等において、行政手続における押印等について、原則不要とする方針の下、年内に、必要な検討、法令等の改正を行うとされたことを踏まえ、児童手当の認定請求等に係る各様式における申請者に求める押印欄等を削除するため、児童手当法施行規則の規定について、所要の改正を行うもの。

- （ 1 ）児童手当の所得判定や保育の利用料算定において、地方税法上の寡婦（夫）（配偶者と離婚又は死別した後婚姻をしていない者等をいう。）に適用される控除等が、寡婦（夫）に該当しない未婚のひとり親に対しても適用されるよう、当該未婚のひとり親を寡婦（夫）に該当するものとみなして地方税法上の規定を読み替えて適用するもの。
- （ 2 ）全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者について、同一の控除額（35 万円）を適用するもの（令和 2 年分以後の所得税及び令和 3 年分以後の地方税について適用）。

2. 改正の内容

- （ 1 ）令和 2 年度税制改正に伴う児童手当法施行規則及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正

児童手当の認定請求及び現況届における様式及び添付書類について、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定を削り、用語を改める。（第 1 条関係）

子どものための教育・保育給付に係る市町村民税所得割合算額の算定方法について、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定を削る。（第 2 条関係）

(2) 押印不要化の要請に伴う児童手当法施行規則の一部改正

- 児童手当の認定請求等に係る各様式について、申請者に求める押印欄等を削る。(第 1 条関係)

3 . 施行期日等

公布日：令和 2 年 12 月下旬 (予定)

施行日：令和 3 年 1 月 1 日^(1)(ただし、2 . (1) に係る児童手当の認定請求及び現況届における様式の改正規定については令和 3 年 5 月 1 日^(2)、2 . (2) に係る改正規定については公布日)

- (1) 令和 2 年地方税法等一部改正法による地方税法第 314 条の 2 の改正規定 (ひとり親控除の創設に係る規定) の施行日と同じ。
- (2) 児童手当の受給資格及びその額の認定において、令和 2 年地方税法等一部改正法による改正の影響を受けるのは、令和 2 年分以後の所得を認定の基礎とする令和 3 年 6 月 (令和 3 年 5 月中に認定の請求があったもの) 以後の月分であるため。